

令和 6 年度 第 12 回加東市農業委員会総会（2 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘	2：－	3：田中 豊	4：小西輝明
	5：高見秀人	6：伊澤敏喜	7：井上 弘	8：下山泰三
	9：小林二城	10：大畑眞司	11：藤原義弘	12：藤川克弘
	13：柏木和博	14：田尻倫生	15：藤浦春治	
	①：村上雅信	②：田中重信	③：黒石剛史	④：時本 司
	⑤：山口康博	⑥：末廣信久	⑦：松本敏夫	⑧：古丸 剛
	⑨：末廣義隆	⑩：谷口武徳	⑪：久保儀人	⑫：小薮富也
欠席委員	2：藤原準一郎			
議事録署名委員	8：下山泰三 9：小林二城			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 64 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	8 件
第 65 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	2 件
第 66 号議案	非農地証明願いの承認について	6 件
第 67 号議案	農用地利用集積計画の決定について	42 件
第 68 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	6 件
第 69 号議案	加東市地域計画に関する意見について	18 件

5 報告

報告第 19 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	4 件
報告第 20 号	農地の貸借の合意解約通知について	19 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 12 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、6 番 伊澤農業委員さん、7 番 井上農業委員さん、4 番 時本推進委員さん、5 番 山口推進委員さん、6 番 末廣推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしく願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、8 番 下山農業委員さん、9 番 小林農業委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 64 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲渡人は、以前から、所有する農地を複数人に譲渡する考えで、近隣の方や知人と協議をされ、今回で全筆の農地の権利移動についての協議が成立しました。譲受人は現在、1 筆の農地を所有していますが、水利条件が悪いことから、別の方に保全管理を依頼されています。そのため、現況の耕作面積は 0 m²となりますが、実姉の農地を借りて野菜を栽培されているため必要な農機具は所有しており、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は、譲受人の所有農地に隣接していることから耕作に便利であり、規模拡大による水稻の作付けを予定しています。必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は、譲受人の所有農地に隣接していることから耕作に便利であり、規模拡大による水稻の作付けを予定しています。必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、兼業で耕作することが困難なことから、以前から譲受人に耕作を依頼していましたが、譲受人から自己の所有地として耕作を続けていきたいと申出があったため、所有権移転による申請をされました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 6、譲渡人は、高齢により地区外に所有する農地の管理が困難となったことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、新規就農者で水稻の作付けを予定

	していますが、必要な農機具は今後、借り受ける予定であることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 7、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻及び季節野菜の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 10 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 8、貸出人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、借受人に対して利用権を設定していました。この度、借受人が変更となることから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。借受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上 8 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 64 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 64 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 65 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、露天駐車場のための転用となります。申請者は、主に***を営む会社です。創業当初は、従業員が約 5 名であったため、駐車場に不足はありませんでしたが、現在は、事業拡大に伴い従業員が約 17 名に増加し、事業所内の余地に通勤車両を駐車している状態で、通勤車両や***の移動において支障が生じています。この度、事業所の北側に隣接する申請地を従業員用の駐車場として整備し、課題の解消を図ります。申請地は、第 1 種農地に該当するため、原則不許可となりますが、第 1 種農地の例外的許可事由である「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに限る。）」に該当するため、許可見込みありと考えています。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 番号 2、本件は、露天資材置場のための転用となります。申請者は、主に***を営む会社です。令和 3 年に車両及び資材置場を増設しましたが、工事の受注量は増設時から 3 割程度増加しています。このような状況の中、工事の現場事務所として使用するユニットハウスをリース会社から借りていますが、必要なときに借りることができないことがあるため、ユニットハウス 2 棟を購入する計画で、それに応じた置場が必要となります。また、工事に伴って排出される土砂の一時置場は、現在、同業他社の置場を借りていますが、安定して用地を借りることができず、急な工事に対応ができないことも多くあることから、自社の資材置場を早急に確保する必要が生

	じ、申請されました。申請地は、第1種農地に該当するため、原則不許可となりますが、本案件は、第1種農地の例外的許可事由である「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当するため、許可見込みありと考えています。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 以上2件の申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
	番号1は***の南約130mの位置にあり、現場は田でありました。
	番号2は***の南東約100mの位置にあり、現場は田でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第65号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第65号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第66号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、決済済となっています。 番号2、申請地は、農地パトロールにおいて、山林化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、受益地外となっています。 番号3、申請地は、平成6年頃から住宅敷地の状態で現在に至っています。名義変更を行う際、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっております。 番号4、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため、申請されました。申請地は、農用地区域内で、土地改良区は、受益地外となっています。 番号5、申請地は、昭和45年頃に申請人の祖父が住宅兼倉庫を建築されました。昨年、名義変更を行った際、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。

	番号 6、申請地は、平成 14 年頃から倉庫敷地の状態で現在に至っています。名義変更を行う際、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため、申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、決済済となっています。 以上 6 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を、現地調査員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の南約 180m の位置にあり、現場は原野でありました。
	番号 2 は***の南東約 200m の位置にあり、現場は山林でありました。
	番号 3 は***の南東約 50m の位置にあり、現場は住宅敷地でありました。
	番号 4 は***の東約 50m の位置にあり、現場は原野でありました。
	番号 5 は***の南東約 230m の位置にあり、現場は宅地でありました。
	番号 6 は***の南東約 60m の位置にあり、現場は宅地でありました。
	報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 66 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 66 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 67 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権 11 件、17 筆、24,496 m ² 、使用貸借権 31 件、80 筆、105,044.51 m ² に利用権が設定され、2 月 28 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 67 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 67 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 68 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 6 件、11 筆、20,638 m ² に農地中間管理権が設定され、4 月 25 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 68 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 68 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 69 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として、社地域から 9 地区、滝野地域から 2 地区、東条地域から 5 地区、計画の変更として、社地域から 1 地区、滝野地域から 1 地区の地域計画について説明します。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明します。 嬉野地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、8 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 松尾地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、14 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 家原地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、7 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 福吉地区は、1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、20 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 大門地区は、4 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、15 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 畑地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、10 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 上久米地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、38 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 上三草地区は、4 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、14 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 藤田地区は、4 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、25 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 下滝野地区は、1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、25 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 曾我地区は、1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、6 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 黒石地区は、1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、14 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 森地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、26 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 栄枝地区は、1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、12 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 厚利地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、15 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 少分谷地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、4 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。

	計画の変更となる吉馬地区及び河高地区については、農地転用が生じたことにより、目標地図において、「集積・集約の対象としない農地」に変更しました。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 69 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 69 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 19 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、露天駐車場及び資材置場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、1 月 24 日付けで受理通知書を交付しました。 番号 2、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、1 月 24 日付けで受理通知書を交付しました。 番号 3、宅地分譲に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、1 月 30 日付けで受理通知書を交付しました。 番号 4、露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、2 月 10 日付けで受理通知書を交付しました。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 20 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権設定 6 件、使用貸借権設定 11 件、戦前の権利不明小作 2 件の合計 19 件の合意解約通知書を受理しました。番号 1、13 は、解約後、売却して転用を予定しています。番号 2 から 6、8 から 11、16、17 は、利用権期日変更のため一度解約し、再度設定します。番号 7 は、解約後、借り手を探されます。番号 14、15 は、解約後、別の方が耕作されます。番号 18、19 は、解約後、所有権移転されます。 説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・農地貸付等希望申出の情報提供（1 件）

議長 各委員	・令和 7 年度農業委員会総会開催日程の調整について ・農地法第 3 条の規定による許可申請書の作成方法について ・農地法第 3 条の規定による許可申請書に係る同意書の提出について（説明内容は以下のとおり） 現在、加東市では農地法第 3 条許可申請の際に、地区などからの同意書の提出は求めておらず、また、農地法においても同意書の提出については明記されていません。しかし、農業委員会が許可を行うに当たり、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないか適正に処理する必要があります。まず、参考として、令和 6 年 11 月に兵庫県農業委員会職員協議会が調査した 3 条申請に係る同意書の有無の状況を確認すると、40 市町のうち 20 市町が同意書の添付を求めており、対象は、申請者全員や新規就農者のみなど地域の実情に応じて対応されています。加東市の状況は、先ほどの説明のとおり、同意書の提出は求めていませんが、新規就農者又は地区外や市外在住者の場合は、営農計画書の提出により、水利費や地区の取り決めに従うことを確約していただいています。許可後は、対象地区の農会長に提出された営農計画書を送付していますが、事後報告となっています。ただし、面積の規模や通作距離などにおいて疑問に思われる点があれば、申請の段階で、区長や農会長に確認を行っている場合もあります。一方、地区内在住者が規模拡大による権利取得をする場合は、営農計画書の提出は求めていないため、地区への報告も行っていない状況です。次に、加東市における 3 条申請の許可状況について、農地取得の下限面積要件が廃止された令和 5 年 4 月からの状況を説明します。令和 5 年度は、許可件数 66 件のうち 23 件が新規就農者、令和 6 年度の 1 月時点は、許可件数 56 件のうち、21 件が新規就農者で、新規就農による権利取得は全体の約 3 割を占めている状況にあります。今後も一定数は見込まれる状況にあり、また、地区外や市外在住者のほか外国人による権利取得も見込まれる状況にあります。このような状況のなか、新規就農者などが提出する営農計画書は、申請者自身が作成するものであって、事前に地区との協議や同意は求めていないため、今後、農地の利用や管理等においてトラブルが発生する可能性は否定できないと考えられます。また、地区内在住者の規模拡大の場合は、地区への報告を行っていないことから、地区が権利取得者の情報を正確に把握されているのか確認できない状況にあります。面積要件の廃止により、農業に新規参入する者を地域内外から取り込み、農業者の減少や高齢化の課題の解決に結び付いていく良い面がある一方、農業は、地域や集落が一体となって取り組まれていることから、地域農業のならわしを尊重し、周辺農地の利用に支障を生じさせないことは重要であります。また、地区においては、地域計画の観点から権利取得者の情報を把握する必要があることから、3 条申請の際は、全ての申請者を対象に、地区の同意書の提出を求めたいと考えています。なお、地区の同意者は、農地の管理における中心的な役割を担う、農会長及び水利代表とすることを考えています。以上、3 条申請に係る同意書の提出を求めることについて、ご意見をお伺いします。事務局からは以上となります。 説明が終わりましたが、何か質問や意見などはありませんか。 <質問・意見なし>
-------------------	---

議長	以上で、令和 6 年度第 12 回加東市農業委員会総会を閉会します。
----	------------------------------------

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 下山 泰三

議事録署名委員 小林 二城
